

報告第16号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成29年12月1日提出

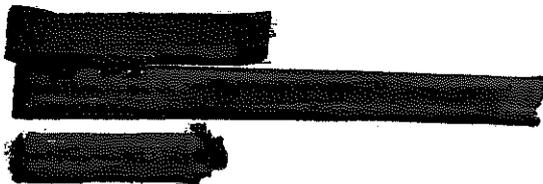
芽室町長 宮西 義憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
- 2 損害賠償の相手方



平成29年10月27日 専決処分

説 明

平成29年9月16日午後2時40分頃、町道高岩報徳線を走行中の相手方車両が、歪みにより両端が反り上がった状態のグレーチングに乗り上げ、車両下部を破損させたものであります。



事故発生状況図

